

〔書言字考節用集六〔服食〕紙羽又作合羽、今世

カツバ、又作合羽、瓦油也。

〔倭訓栞中編四〕かつば 紙羽の義なりといへれど、或は哈叭と書いてもと南蠻人の路服、塵汚をよくる上衣也、此方の雨衣、其制に倣ふをもてよべる也といへり、

〔采覽異言〕ヲランド又云ミチラン

和蘭本北海小道名、其先入爾馬泥亞人也。○中又披皂縵如帯爲莊服、猶浮屠著僧伽黎也。笠云フウト、上衣云ミチラ、下云ミチラ。

〔マントル、波爾杜瓦爾呼爲カツバ、此方雨衣、蓋倣其製也。〕

○按ズルニ、カツバハ、葡萄牙語及ビ西班牙語ノ capa ヨリ出タルナラン。

〔橋庵漫筆二編四〕紙にて製せし雨衣を合羽と云は、波爾杜瓦樂國の莊服に、カノハと云ものあり、本朝の服折のごとし、このカノハの轉語なるべしといへり、十里合羽半茶合羽などいへるもの、みな似たる類なればにや、

〔鹽尻十三〕質按、かつばといふは、今云丸がつばの事にて、俗坊主がつばともいふ、元來紙がつばの事也、今世の木綿合羽の製は、昔は無きもの也、是も寛文延寶の頃、旅行の寒をふせぎの爲に出来たるもの故、十里よりゆく旅行には著する事を禁ず、依て三方邊にては、爾今木綿合羽の事をば十里といふ也、今は皆その元を知らざるよりして、雨中には御免なされといふて、座敷内まで著する事になりたり、是は有間敷事となん。

〔安齋隨筆後編十五〕一雨衣ニ上古ハ貴賤ともに蓑を著たり、近世に至てカツバといふ物を著す、○中和蘭人の上衣にするもの、此方の坊主ガツバの如く也、和蘭詞にてはマントルと云、ホルドガルの詞にてはカツバと云也、其カツバと云物を似せ作りて、此方にて雨衣に用ゆ、是をカツバと名付るなり、

〔貞丈雜記三袖〕一合羽と云ふ物、古はなき物也、合羽は近代の物也、いにじへは侍も蓑を著しける